

○『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年6月14日

第1条 この規則は、龍谷大学社会学部学会会則第3条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』という。）の発行について定めるものである。

第2条 『紀要』は、原則として毎年度2回発行する。

第3条 原稿の募集、原稿掲載の決定、『紀要』の編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会という。）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。

第4条 原稿を筆頭執筆者として投稿できる者は、普通会員、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員とする。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

2 非会員の投稿は、普通会員、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員を筆頭執筆者とする原稿の共同執筆者としてのみ認める。ただし、原稿を掲載するにあたって掲載料（2,000円）をあらかじめ納入するものとする。なお、委員会から非会員に執筆を依頼した場合は、筆頭執筆者としての投稿を認め、掲載料を免除することがある。

3 学部学生の学生会員は、普通会員を筆頭執筆者とする場合に限り、共同執筆者として原稿を投稿できる。

第5条 原稿の種別は、論文（査読付）・論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳・小特集等（以下、論文等とする。）とする。

2 小特集は、普通会員を代表者とし、社会学部の教育・研究に資する内容の企画とする。

第6条 論文（査読付）の種別で投稿された原稿については、2名の匿名の査読者による査読を行い、査読結果を受けて委員会において掲載の可否を決定する。なお、論文（査読付）以外の原稿については委員会において確認し、掲載を決定する。委員会は、必要に応じて、投稿者への質問、修正依頼を行うことがある。

2 査読結果又は委員会の確認事項については、委員会から執筆者に通知する。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員の原稿に関する通知は、指導教員及び執筆者の双方に行う。

3 査読の詳細については、『龍谷大学社会学部紀要』論文査読細則に定める。

第7条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文（査読付），論文，小特集の各論文は，30,000字以内

イ 調査報告，研究資料，翻訳は，50,000字以内

なお，翻訳は，著作権者からの許諾を必要とする。ただし，著作権が失効している場合はその限りでない。

ウ 研究ノート，書評論文，書評は，12,000字以内

(3) 論文等には，必ず英文タイトルを添付するものとする。

(4) 論文（査読付），論文，研究ノート，小特集の各論文には，必ず和文要旨（400字程度）を添付するものとする。

(5) 論文等は，原則として横書きとする。

(6) 論文等の注，文献一覧は所属学会で認められている形式で統一して記載する。注を付ける際はWord等の脚注機能を使用する。脚注・文末脚注どちらも可とし，提出された原稿で使用している形式の注で『紀要』の編集を行う。

(7) 論文等で図表を用いた場合は，図表は原稿文中に含めず，別ファイルで提出するものとする。文中に図表を挿入すべき箇所を指示する。図表はWord・Excelのいずれかで作成することを推奨する。これ以外のソフトで作表した場合は，JPEG又はPDF形式に変換するものとする。

(8) 論文等で写真を用いた場合は，原稿提出の際に写真データの原本を提出の上，撮影・掲載の許可を得ていることを委員会に伝える。図表及び写真を他の文献から引用する場合は，引用元を明記する。

(9) 原稿に利用したデータや事例等について研究倫理上必要な手続を経ていることを本文又は注に明記する。また，記述においてプライバシー侵害がなされないよう細心の注意を払う。

第8条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開する際は，複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。

第9条 本規則の改正は，常任委員会の議によるものとする。

第10条 本規則は，平成元年6月14日より実施する。

#### 付 則

- 1 平成13年4月27日改正
- 2 平成15年4月24日改正
- 3 平成17年5月11日改正
- 4 平成17年7月13日改正

- 5 平成18年9月27日改正
- 6 平成20年11月25日改正
- 7 平成24年1月17日改正
- 8 平成24年10月16日改正
- 9 平成28年5月11日改正
- 10 平成28年11月9日改正
- 11 平成29年10月10日改正
- 12 令和2年5月27日改正
- 13 令和3年5月19日改正
- 14 令和3年11月10日改正（ただし、第3条第3項の名誉会員に係る改正規定は、令和4年4月1日から適用する。）
- 15 令和6年7月2日改正